

社会福祉法人天理 役員等報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人天理（以下「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 役員等の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員等には費用を弁償することができる。
- 3 報酬は会議出席につき10,000円とする。
- 4 理事長の報酬は月額100,000円とする。
- 5 理事長の賞与は給与規程に準用する。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

- 2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。
- 3 諸費および宿泊料は、旅費規程を準用する。

(改 正)

第4条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

平成24年2月24日 改定 平成24年4月1日 施行
平成25年2月23日 改定 平成25年2月24日 施行
平成28年5月24日 改定 平成28年5月25日 施行